

# 病気や事故などによる中途障害者を支援する らしんばん友の会 会則

## 第1条 名称

本会は、病気や事故などによる中途障害者を支援する・らしんばん友の会と称します。

## 第2条 目的と事業

私たちは、人生半ばで、病気や事故などで障害を負った中途障害者の人たちの社会参加、生きがいつくりの推進をめざします。

そして、そのために必要な施設整備・施設建設などを、多くの人々と手を携えて活動を広げ、必要な諸事業をおこないます。

## 第3条 会員

本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、および団体を持って構成します。

## 第4条 会費

会員の会費は、個人年間1 口2000円、団体年間1 口5000円とします。

## 第5条 総会

総会は、最高の議決機関であり、年1回開催とし、会員に議事を知らせた上で、出席者を持って構成し、出席者の過半数を持って決議します。

総会では、総括、方針、決算、予算、役員を決めます。

## 第6条 役員

① 本会には役員会を置き、役員会は以下のメンバーをもって構成します。

会長…1 名 副会長…若干名

幹事…若干名 事務局長…1 名

② 本会の会議は総会、役員会とし、役員会は事業の推進に責任を負います。

## 第7条 事務局

本会の事務局は、豊中市春日町3丁目1-41(工房「羅針盤」)に置きます。

## 第8条 会計

- ① 本会の活動に必要な財源は、会費、寄付金、事業収入で賄います。
- ② 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

## 第9条 会則の改定

本会の会則は、総会において、出席者の過半数の賛成を得て改定することができます。

## 附則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。